

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の事業
変更許可申請に係るヒアリング (5)」

2. 日 時 : 令和5年10月30日 (月) 16時10分~17時00分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV 会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

松本調査官、尾崎安全審査官、田中管理官補佐、伊藤安全審査専門職、

田口技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他16名

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場
合があります。

6. 提出資料

資料1 リサイクル燃料備蓄センター 使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書

(補足説明資料) 燃料集合体の主要仕様及び評価条件の比較につい

て

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	2023年10月30日、0です。事業変更許可に係るヒアリングを行います。
0:00:09	それではまずレイズ側出席者の紹介をお願いいたします。
0:00:13	はい、RFSむつ本社です。こちらアカサカセンター長プラス、加えて9名参加、合計10名の参加です以上です。
0:00:26	はい、リサイクル燃料貯蔵東京事務所側です。
0:00:30	白井東京事務所長。あと、それと、
0:00:37	ウェブEXで参加しているサインさあ、主任者Aを含めて7目です。以上です。
0:00:49	経常の中です。そうしますと武藤本社東京アベテ赤羽センター長含めて、計17名ということによろしいでしょうか。
0:01:00	はい。どうぞよろしく申し上げます。
0:01:02	系統タナカS計上版出席者ですが、マツモトタグチイトウそしてタナカの4名です。
0:01:09	よろしくをお願いいたします。
0:01:12	それでは本日のヒアリングですけれども、すいません終了に、前回のヒアリング以降
0:01:20	コメント回答資料補足説明資料ということで、幾つか
0:01:24	ご提出いただいている資料がありますのでそちらに対する回答と、
0:01:29	ちょっとつい何ていうか、追加でこちらの方からも伝えするコメントがございますので、
0:01:35	こちらについてまずは伝達をする形をとらせていただきます。はい。その場で回答を回答していただけると。
0:01:51	あと明日来ちゃうと、まず1件目ですけれども、
0:01:55	衛藤。
0:01:56	10月20日に提出いただいた
0:02:00	コメント回答資料101オクアノ。
0:02:03	一、
0:02:06	01ですね、4年制に関する、
0:02:12	解析条件のところ
0:02:16	表面放射率の辺りが側面と上限で違いますよということについてご回答いただきました。
0:02:23	ヒアリングでもここいいただいてご説明いただきます通り型式指定で使っている。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	値を使われたということで、そちらの方
0:02:35	理解いたしました。
0:02:37	ただこの
0:02:39	形で使ってこうってところの話のところの部分が
0:02:44	適合性確認資料の方に記載がございませんけどそちらのところと、この後、
0:02:50	最終的に低角に資料を修正する際に反映していただければと考えております。
0:02:56	我々、いかがでしょうか。
0:02:59	IRフェイス本社の高橋でございます。ありがとうございます最後の、抵抗性説明書については、そちらの方に、この輻射率の根拠とし、我々が根拠としている。
0:03:13	型式証明ですとか、型式指定についても、ご提示させていただいた、このコメント回答資料のここに載せているように、文献名として型式指定も含めて、載せて説明を充実させてくださいという、
0:03:31	コメントということでご理解、してよろしかったでしょうか。
0:03:36	規制庁朝長でのご説明の通り
0:03:39	はい。
0:03:41	記載の充実化を図っていただければと思っております。
0:03:45	はい。
0:03:46	ワタヒキしても、
0:03:48	補足説明資料の方はセンコウセン非常に型式指定の申請書を委員をしていただいて、そこで使ってますということをお借りしていただきたいと思っております。
0:04:02	念のため設け、もう一度最終的に確認させていただければと思いますが、事業変更許可申請の適合性説明資料を、に型式指定を引用することを明示的に型式指定の
0:04:15	申請書という用語も使って、引用する文献も、この型式指定の申請書の名称も変えて、適合性説明資料として記載の充実を図ると。
0:04:27	事業変更許可申請に係る資料ではありますが、型式指定についても使っているのであれば、使っている旨を記載すると。
0:04:35	いう。
0:04:36	ことで、すみません、くどいようですが、確認させていただければと思いますがいかがでしょうか。規制庁田中です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:44	その理解でお願いいたします。当社の直接申請書ですとか、添付の方に型式指定を引用するのはと、ちょっと懸念はしていたんですけども適合せよ説明の資料の方であれば、
0:04:57	しっかりそういう詳細なところの設計条件とかについて確認する部分がございますので、そちらのところでは、最新の知見として暮らしている申請書を運用していただければと思い
0:05:07	説明してもらって、添付なんだろう。
0:05:11	すいません、ちょっと内部でちょっと話し合いたいのですか。少しだけお待ちくださいすみません。
0:05:54	まずアカサカですけど、もう一度、
0:05:56	たびたびすみませんけど、
0:05:58	補足説明資料だったら何となくわかるんですけど点呼指令適合性説明資料も、型式指定という言葉を使っていいですか。
0:06:10	はい。
0:06:10	躊躇タナオカです。これ、すいません私の認識が間違ったら、
0:06:17	これ適合性説明資料、
0:06:22	あれ、これが補足です。うん。規制庁田口ですけど、補足説明資料＝適合性説明資料と理解してます。
0:06:34	ということで補足説明資料はいろいろ入れていただいても構わないんですけど、
0:06:43	ちょっと先の話をしめすと、横瀬のイメージとしては、
0:06:49	ちょっと勝手な言い方をすると、
0:06:52	弁熱工学資料が参考文献に上がってれば、
0:06:58	この外国の放射率の文献も入れていただきたい。
0:07:04	下、現在の申請書には、0.11 としているって書いてあるんで、そこはあんまり、
0:07:12	いじらなくてもいいのかなと、そういう思いですが、はい、いかがでしょうか。
0:07:21	はい。
0:07:24	ご説明どうもありがとうございました 9 クドウ 9 アノ聞いてしまいまして申し訳ございません理解しましたので、資料の、への反映について、社内で検討して、提出させていただくようにしたいと思います。
0:07:37	ありがとうございました。はい。本社のタカハシでした。すいません。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	規制庁田口です。すいません。どうぞ東京事務所ワタナベですけれども、すいません今ですね田口さんから、
0:07:54	補足説明資料等適合再撮影所が同じというふうなご発言がありましたけれども、当社から今です、
0:08:04	補足説明資料として、R5 のはい。ほ
0:08:11	ー001 とか 002 とかっていうものを出させていただいております。例が補足説明資料とっておきまして、適合性ナツメ資料は、
0:08:23	申請書と同時にですね提出させていただいている、基本説明資料というタイトルのもの。
0:08:32	だというふうに理解をしていたんですけれども、今お渡ししている補足説明資料としてお出ししているものを、適合性説明資料の中に入れるという、
0:08:43	ことになるのでしょうか。
0:08:47	規制庁、田仲です。ちょっと混乱を招いてるようなので1回整理したいと思いますけど、まず我々のアノニシノは、申請書と、
0:08:59	要は申請書、添付書類がついていてそれで意識がまずあると思ってます。それ以外に提出いただいたものあれば、資料の名前はともかく、まとめ資料ですが補足説明資料ということで、
0:09:11	あくまで参考とする資料というふうに理解してます。今回お願いしてるのはアベさんの適合性、
0:09:19	もう事業エンドウでこれ基準によって剛性についてという適合性の説明資料ということについてお話をさせていただいて、その中の記載の時、
0:09:30	その充実を図っていただきたいということで補足説明資料としてこのほかに幾つか出していただいたものを全部、このまとめ資料に入れていただきたいという意図ではないです。
0:09:47	よろしいでしょうか。
0:09:51	はい。東京事務所の渡部です。理解しました。ありがとうございます。
0:09:57	規制庁の田口です。ちょっと追加しますと、その他にヒアリング資料っていうのがあって、
0:10:06	最終的には補足説明資料の回収3に、
0:10:11	そう。それが反映する、もしくはQ&Aの形で残る。
0:10:16	ということで一応、集約とか、整合を図っていくと。
0:10:21	いう考えなので、ヒアリング資料で多少間違いがあっても最後、そこは直ると。
0:10:29	いう感じで思っております。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:41	規制庁タナカじゃ次に進んでよろしいでしょうか。
0:10:50	アベシミズ本社ですよろしく申し上げます。
0:10:53	規制庁の多賀スズキましてコメント回答費用 1010-02 と、あとR5-を -001 件確認したってのは、
0:11:06	まず氣中で入る 02 の方ですけれども、
0:11:11	本件、もともと、
0:11:15	添付 6 のところの、米津の
0:11:20	評価の解析条件のところの第 2.41 章のところにある、
0:11:26	設計温度、
0:11:28	これが 29.5 ドルということに対して、
0:11:33	適合評価チーズの説明資料の方では 29.8 というものを使ってみます と、
0:11:39	これは何で深いわけてるんですかと。
0:11:43	いうところについての説明をして欲しいと。
0:11:47	いうのが 1 点と、
0:11:51	有効性評価資料の方に置いて新しい
0:11:55	気象データを使っていると、いうことであれば、添付 4 の方の基礎デー タの方の更新をする必要はありませんかと、そのまま見てのことでちょ っと
0:12:08	じゃあ、食べたつもりだったんですけれども、ちょっとこちらの方がよろし くなかったのか、
0:12:18	単純にこれ書いてあることをコメント回答に記載いただいたので、なぜ の部分が入ってるんでちょっと記載が不足してるんですけども、まず 我々の認識としては、
0:12:30	今回の評価において使った、
0:12:34	その吸気濃度っていうの、設計強度ってのは 29.8 を使ってるというふう に理解してます。
0:12:42	それでやるのであれ
0:12:46	添付書類の 6 の方の第 2 点、一番上ですかっていう解析条件も 29.8 にする必要はありませんかと。
0:12:56	いう考えがあります。まず、こちらについては、
0:13:00	いかがでしょうか。
0:13:03	はい。むつ本社の高橋です。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:07	今多田さんがおっしゃっていただいたように我々の回答にも書きました通り、今回の評価において、特にPWR用のキャスクですね、こちらの評価におきましては、
0:13:19	吸気温度として 29 点圧移動を使って、評価しております。で、回答のところの最後に書いた通り、それで、
0:13:29	建屋への影響がないことを確認して特に諸条件の更新がないもの、必要ないと考えてますイセらせていただいたところ、ちょっとそのまま書いてある通り、読んでしまいますがそれが理由といいましょうか。
0:13:42	変更の
0:13:45	設計への影響がないことを理由に、我々としてはこの、このような形で申請させていただいたというものでございました。また事実関係のご説明でした以上です。
0:13:56	規制庁の田仲です。
0:13:58	そその上ではないんですけど、でも
0:14:02	添付書類の方においての、その第 2.4. 1 における設計条件としては 29. 合同で使います。
0:14:12	そのあとに出てくる評価結果は実は 60、29.8 で評価した結果にするというふうになっているので、
0:14:21	これは
0:14:22	その結果を、
0:14:25	設計条件というかその日評価結果のインプットとしては、29.8 が正しいのであれば、
0:14:31	この 2.4. 1 オオノ、数字も 29.8。
0:14:35	直すのが普通ではないかと思うんですけどいかがでしょうか。
0:14:41	RFS本社の高橋でございます。
0:14:45	評価した結果として、影響が小さい、救急運動の変化自体もですね、小さいかったですから我々としては、
0:14:56	大きな変化ととらえずに、ここは評価の中で保守性を考慮して評価しましたが、添付書類の方は、記載の方を変えないで出すことも
0:15:08	妥当じゃないかなとちょっと社内で検討した結果、を踏まえて申請させていただきましたものでした。ですがご指摘として
0:15:18	評価結果を申請書の添付書類に反映するのが、妥当であって適切であるというコメントカトウ、受けとめておりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:29	検討させていただきたいと思いますが要は評価結果のを使ったものは、そのまま添付書類に書くべきであると、そういうご指摘ということで理解してよろしかったでしょうか。
0:15:42	規制庁田口ですけど、その前にキクカワどうしたかっていうことを説明しますと、
0:15:49	熱タテや除熱の
0:15:53	データはちょっと古いねと、新しいのでやったらどうかということで、
0:15:58	29、5、5 が 29.4 度だったんですね。であれば 29.5 度の
0:16:08	解析結果をそのまま使っていいよっていうことになったんですけど、
0:16:12	今回はちょっと別で、0.3 度上がったと。
0:16:17	あれの入口で 0.3 度あると。出口も 0.3 上がるだろうと。厳しくなるので、
0:16:25	ちょっと前回の手法は使えないと。
0:16:28	いうところで、まず、はい。説明を終えます。はい。
0:16:35	RFSむつ、御社タカハシでございますアノ系の方の、前回の経緯の方のご説明、どうもありがとうございます。
0:16:43	ちょっと社内です今ちょっと少しだけお時間いただいてちょっと議論したいと思いますが、よろしかったでしょうか。
0:16:50	準備を行ったら発注をお願いします。はい、ありがとうございます。
0:17:20	ごめん。
0:17:29	アベつ物本社タカハシでございます。すいませんお待たせしました。今ちょっと、社内でもちょっと今回我々として考えてきたことと、ご指摘を踏まえて、今回いただいたご指摘を反映する方向で、
0:17:43	至急検討して申請書を準備していきたいと思っております。添付書類 6 ですね、またこのようにですね、先ほど田口さんからありました通り、既こういう設計条件の変更が、
0:17:59	報酬制に対してどういう影響があるのかっていうのを我々の中で考えた上で申請書等で作っていくわけですが今後ちょっとまたご相談させていただきたいケースも出てくることも想定されますので、その際にはですね
0:18:12	行政相談にちょっと
0:18:15	をさせていただいて、そのときに合わせた適切なですね申請になるように努めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。
0:18:33	規制庁の田仲です。承知しました。そしてこれ直していただくっていうところの前提で今度はそうするとこの、
0:18:43	設計旧金アンドウで使おう、29.8℃っていう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:48	気象データが、
0:18:51	今まで 2004 年から 2000、
0:18:54	13 年っていうものが、これ 2020 年までは 2000Aと。
0:19:00	2012 年から 2021 年のものにアップデートをして評価はしますっていうのが
0:19:07	後でわかると思うんです。そうなると、今度、
0:19:11	添付書類 4 の方っていうのは、データの更新をする必要は、
0:19:17	ないんですかねっていう通りになるんですけども、
0:19:20	そのあたりはどうお考えですか。
0:19:25	Facebook、野口さんタカハシですが添付書類 4 の方は、この設計救急温度応じたのベースになってる六つのこの特別地域気象観測所の下記の
0:19:41	8 月から杖 6 月から 9 月の
0:19:44	毎時、温度データ自体を載せたり、また救急本部背を設定するときはずね資料にも書いてあります通り、
0:19:55	高温側から 1%のダテ値ですわねいわゆる超過、危険率パーセントの値を載せてそれがこれまで 29.5 度、今回、No. 適合性説明書で使っていた。
0:20:07	ところが 29.8 以上です。これ自体は、添付するようには、特に我々載せていないこともありまして気象条件でありますがこの
0:20:16	なんでしょうかね、添付 6 で除熱評価で使ってるものとしての説明ということなので、そこで苦勞できるのかなと我々は考えております。
0:20:28	以下、まずは我々の考えでございます。以上です。
0:20:35	聞いても高須。少々お待ちください。
0:22:04	お渡ししました規制庁ナカナカです。
0:22:07	今回補足の説明資料の方で添付書類 4 への、その反映の部分っていうのを
0:22:16	示していただいていると思うんですけども、
0:22:19	どうする。
0:22:20	フジノの方見ると、
0:22:27	なあ。
0:22:29	ただ最近気象データを用い、建屋情熱を再評価したほか、設計評価の変更をした条件の変更はないためって、ちょっと
0:22:39	ちょっとわかるようなわからないような、
0:22:42	表現になっているので、先ほどご説明いただいたように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:48	一応データは、一応データとこあって伊達常務ってこういうところを使っているから、
0:22:54	別にこれは、
0:22:55	あえてこちらを見直す必要はないんですっていうところ、もう少し丁寧に書いていただくことってのは可能でしょうか。
0:23:03	RASむつ本社の高橋でございます。衛藤。
0:23:07	先般、ご提示させていただきました、補足説明資料の新知見の方の補足説明資料の表ですね添付書類4への新知見反映の整理の反映の考え方のところが、
0:23:21	先ほど私がお説明したような評価と、
0:23:26	添付書類4に載せている気象データとの関係性をもう少し記載充実して、かえて書いて、この補足説明資料を改訂して、
0:23:36	提出してくださいというご指摘とご理解させていただきましたのでご指摘ありがとうございますこちらで早速ですね反映させていただいて、またちよっと準備できましたら、提示させていただきたいと思います。以上です。
0:23:51	規制庁の田中です。よろしくお願ひします。
0:23:59	またその他にも行く、いただいている資料が、そちらについていうと今日、こちらからの回答が順次伝わってませんので、
0:24:09	そちらの方はまた別途させていただきたいと思います。
0:24:13	で、これ以外にちよっと新しいものう。
0:24:16	ございます。それで、
0:24:19	改めてお伝えしない。
0:24:23	藤。
0:24:24	まず
0:24:26	1点だけ、津波に関するところではあるんですけども、
0:24:34	もう、
0:24:35	前回の審査会合において、いろいろお話等があつてそちらのところについては見直されて、
0:24:44	受け入れキャンプの運用の方
0:24:48	年間1mSvを超えないように管理をするように、
0:24:54	管理方法を検討されると。
0:24:56	お話があつたかと思ひます。
0:25:00	その、今回津波の評価の中でそのモリのほかに、あと、
0:25:05	期間を短縮して、その評価をさ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:11	遮へい機能の復旧までの期間は3ヶ月から2ヶ月に減らしてもまだ短縮しますというようなお話もあったかと思うんですけども、
0:25:19	今回の許可変更に関して、
0:25:22	運用の方で稼働するっていうだけを変更することにして、ヴィアさんが努力されればいいんですけども、許可の断面においては別に復旧期間の方でも、あえて触れずに、あくまで
0:25:38	逆の上の方で1名を超えないするというふうなシンプルな形で、この柿崎大津は技能遮へいの復旧に関する考え方を整理できないかなと我々考えてまして、
0:25:52	この
0:25:54	復旧期間の方については従前通り3ヶ月やった上で、そんな形が関与するっていうことは、
0:26:02	検討することはできますでしょうか。
0:26:09	アイ・ピー・エスのむつ本社の高橋でございます。ご指摘につきましてです。ねちょっとたびたびで申し訳ありません。ちょっとお時間いただいてちょっと内部で議論したいと思いますので、ちょっとお時間いただけますでしょうか。
0:26:20	県庁タカバヤシよろしくお願ひします。すいません。はい。
0:29:49	お待たせしました。むつ本社手付キャスク石油製造グループの古谷ですけども、
0:29:56	我々3ヶ月から2ヶ月に
0:30:00	期間を精緻化した、その辺のご説明の資料をお見せ、まずはした上でご相談かなと考えているんですが、いかがでしょうか。
0:30:11	と、
0:30:13	規制庁の田仲です。
0:30:17	本件ですね。前回の審査会合においては最後に杉山委員の方から、
0:30:24	ちょっとそのリアリティーを待って、しっかりとその考えにもいいと。
0:30:30	というような、
0:30:31	コメントはあったかと思しますので、周りとしても、審査の中でですね。そういう、本当にかけてできるんですかとか。かっていうところを今後確認しなきゃいけないのかなあ。
0:30:41	と思うんですけども、一方でもそこまでしないでも、
0:30:45	運用の方のお話で、
0:30:48	皆さんが言ってるんであれば。その中でもカバーできるんじゃないかと、いうふうにも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:54	思えるんですけども。
0:30:57	上げてる途中許可で、今回の変更の部分を大きく変更する会社をふやさなくても
0:31:06	いけるんじゃないかなって思いもあつたんですけども、
0:31:10	やはりこの2ヶ月というのは、
0:31:13	親としてはどうしても、
0:31:15	今回変えたいところなんでしょうか。
0:31:22	赤坂です。
0:31:24	すいませんそちらの気持ちも12分によくわかってですね、どうしよかなと今悩んでるんですけど、現実的には多分、運用できるだろうなっていうところもあるんですけど、1回やっぱり我々申請書、申請者としてですね、
0:31:37	2ヶ月ができるということも説明し、
0:31:40	申請しつつ、してるしそこにですねエビデンスもあるので1回説明してから、取り下げようかなというのも含めてですね後、検討させていただければと思っていますですね。
0:31:50	とりあえず1回準備して、2回、3ヶ月から2ヶ月はこういう考え方でっていう、前のロジック。
0:31:58	から含めてですねこうしてますというので、それを説明してから最終判断したいなということをお願いしようかなっていう。
0:32:10	こちらの考えです。
0:32:11	以上です。
0:32:17	北川タナカです。はい。
0:32:19	本日、この場においては回ればそういう意向であるということについてはこちらでも理解しました。ちょっと今後どうするかについてちょっとまた改めて、ちょっとこちらでも、
0:32:30	考えをまとめた上で、相談をさせていただきます。
0:32:36	アカサカって先ほど言っていた通りですね絶対かっていう思うんですけど、我々、
0:32:42	これはもう1回判断もできると思いますのでそちらも含めてですねそちらを否定しない程度でですね考えていきたいと思います。以上です。
0:32:52	木戸タナカさん、引き続きよろしくお願いいたします。
0:32:58	データのタナカです。あとちょっと、
0:33:01	クボタガラッと変わるんですけども、今回PWRキャップが追加されることに伴いまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:10	成長能力として、今までは単純に 3000 トンだけだったのか、もうBWR が 2600 トンでPWRなくてもというふうにはそれぞれのタイプごとに、
0:33:23	要綱許可で規定をされていると思います。
0:33:27	こちらというのは、保安規定の方にもそういう
0:33:32	該当するような記載があるんですけども、ここの境界後にはこの保安規定を変更される物もやるでしょうか、そちらが今決まってる絶対でしたら教えてください。
0:34:03	アカサカですけど、
0:34:06	ちょっと今まだ考えてないですけど、
0:34:08	現実的にはですね保安で側ですね、そのパスごとの対空キャス事で貯蔵できますので、
0:34:17	さほど
0:34:19	運用側でそれをシバる必要性もないぐらいの数字かなと思ってんですけど。
0:34:25	まあ、現実的には書かなくてもいいのかなっていうのが、
0:34:28	今思ってる。
0:34:30	個人的な感想なんですけど、
0:34:33	以上です。
0:34:38	規制庁の田仲です。
0:34:41	もうこれはちょっと他のイセさんの例なんかを見たときに、そういうふうにタイプごとですとか、
0:34:48	取り扱う核燃料種類ごとに、そういうところを明示されてるところもあったのでRFSさんはどう考えてるのかなと思ってきたんですけども、現状においては、
0:35:00	20 条でしたっけ、その貯蔵計画のところにある最大貯蔵能力のところは、今のお考えで特に、
0:35:08	直さない。
0:35:11	ということですかね。
0:35:14	そうですねアカサカですけどな。直さないというか 3000 飛んでシバると。
0:35:18	いうことでまだそう考えてるだけなので、また保安規定のところでご相談させていただければと思います。
0:35:25	本日もですね変更申請しない。
0:35:28	ことも考えてたんですけどやっぱり、運用変更するので、そこら辺こうすることが出てきますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:35	含めてそこも課題にしたいと思います。以上です。
0:35:40	規制庁の田仲です。1 許可で、
0:35:45	PBRの上限を定めるというふうにも取れるので、そのところが反映する次第は、
0:35:51	iPhoneで考えていただくと思うんですけども先ほどの津波の
0:35:56	ところに関連して若干、保安規定が変更されるかもしれません。その際はこちらについてもあわせて、
0:36:03	考えていただければと思います。
0:36:08	はい、ありがとうございます。ちなみに、
0:36:11	どうすんですかね。
0:36:13	Pが来たときどうすんだろうな。
0:36:16	後でご相談させていただきます。はい。
0:36:19	以上です。
0:36:21	チャンスのシノダですけど、本規定としては基本的に、
0:36:30	この施設のリスクとしてはウランのトン数で、
0:36:34	それを抑えればよくて、
0:36:37	内訳ということが何か影響してくるものではないと思ってますんで、基本的には 3000 トン以下っていうことで、
0:36:46	今考えてますけれども、
0:36:53	12Bの基数の保安規定の反映の仕方の時に、それも含めてもう一度ご説明したいと思います。以上です。
0:37:06	規制庁の金岡です。
0:37:08	青野。
0:37:09	許可で明示的に数字を抱えたので、どうするのかなっていうところだったのでちょっとそこはまた、
0:37:14	先の話になるかもしれませんが、
0:37:18	及びまたご相談させていただければと思います。
0:37:24	よろしくお願いします。笠田です。
0:37:29	それでちょっと引き続きましてちょっと今後、適合性説明資料の方のところ、
0:37:37	外部事象の竜巻に関するところなんですけれども、
0:37:41	PDFで言うと適合性説明資料のPL2 番目の方にある、48 ページ。
0:37:52	廃止したという、
0:37:56	お祈り書。
0:37:58	文章発のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:03	もう、
0:38:06	95
0:38:12	竜巻の飛来物の衝突によってほぼ起きないだろうけど、竜巻やって代わりに、
0:38:20	飛来物によって貫通したときに、
0:38:25	出ると。
0:38:27	そんなことが起きたとしても、
0:38:30	年間 1mSvを超えないので、また 1、
0:38:34	増加にはなりませんという評価をされていたと思います。多分今回は、もう、
0:38:42	オオウチオガタニワクダの場合普通は武藤 1.8 イシイでやりますっていうふうになっていて、ちょっとこれあの人mSvを超えてるように、問題ないって書かれてしまうと、
0:38:54	だからそもそもここで書いていた趣旨とちょっとずれちゃうんじゃないかなと思って。
0:39:03	ありえない想定で問題ないって書いていたんですけども今回ありえないことが起きてまして、津波と同じように、
0:39:11	そういうことが起きたとしても、もうちゃんと関与するんで大丈夫ですか、そういう形に聞いたかないと、従前とちょっと同じ流れにならないかなあと思ってるんですが、
0:39:24	タカダ 2.8 で問題ないってちょっと言い過ぎだと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:39:33	RFSマツノ有無です。
0:39:38	今回、新しい客体と加えまして、その結果、極端な場合を仮定しても、
0:39:50	増加分が 1.8 ミリシーベルトパー年っていうふうに、
0:39:54	書かせていただいて、阿曾それが一般の公衆、
0:39:59	の被ばく限度と 9 の 1mSvと比べても極端に言うときくはないっていう、
0:40:07	趣旨で、著しい増加ではないっていう書き方をしたんですけども、
0:40:14	今の今のご指摘を踏まえまして、
0:40:20	年間 1mSv、まあん満足できるような措置なり運用っていうのとの組み合わせで、年間 1mSvっていうところを、
0:40:32	満足できるように、土肥やっていくっていう趣旨で、
0:40:38	少し記載の修正も検討してみたいと思います。以上です。
0:40:43	JASMINEかな、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:45	あ、
0:40:46	規制庁、田仲です。はい。もともとはちょっとかなり過大評価のことを求めてやったというふうに企画経営部聞いておりますので、
0:40:56	今、ご検討いただけることとしたんで、少し
0:41:00	松浦イトウの
0:41:02	対応と合うような形で、敷地境界 1 ミリを超えないように何とかできますという形にしていいただければいいんじゃないかと思っておりますのでご検討のほどよろしく申し上げます。
0:41:22	規制庁、中出ともう 1 点ですね。
0:41:26	今度、外部火災のところの航空機落下、
0:41:32	に伴う
0:41:34	過大評価のところにおいて、
0:41:41	継続燃焼時間っていうのはもともと保守的に評価をされていて火災を重畳したケースなんかにおいてもかなり厳しい冷静で評価しますということをされているかと思っております。
0:41:55	今回は
0:41:58	ほぼ、
0:41:59	例えば、
0:42:01	下の 11 条の外部方 171 ページの 6.4. 3 のところにあるようなところを見ますと、
0:42:10	燃焼継続時間、作業となる。
0:42:14	時間その係数が従来の販売だったものが 1.5 倍に変更されてるんですけども、
0:42:21	こちらは、
0:42:23	方法、
0:42:24	これ以外のところは 3 倍の値を使ってこれで 1.5 になっているんですけども、これ何か使い分けてるかな、設計の考え方を変えたかっていうのは、何かお考えがあるんでしたら、説明していただけますでしょうか。
0:42:38	宇津本社の岡本です。ご説明いたします。今回のところは、航空機の落下のデータの変更に伴う、航空機落下による火災評価のところを修正しております。ですので、
0:42:51	今回は航空機落下に関するところだけを変更したというのが実情でございます。森林火災につきましては、3 倍という安全側に評価しておりますので、アベ側の評価ということで問題はないというふうに考えておりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:06	考えております。一方でですね、この審議会の3番につきましては、今後、森林火災の評価につきましては、その3倍で4をもう一度確認いたしまして、適切に対応したいというふうに考えております。以上です。
0:43:22	規制庁の田仲です。
0:43:24	私の、
0:43:26	という言い方ですけども先ほど東大定義では1.5倍っていう数字を使ってこれは森林火災じゃなくて、航空機落下に伴う火災の
0:43:35	ところを説明してるところ、理解したんですけれども。
0:43:39	私の理解がもう間違ったら訂正していただきたいんですけれども。
0:43:47	オカモトですよ。宇津野ババです。1.5倍につきましてはおっしゃられる通りで、航空機落下に傘に関する再評価、及び1.5倍で評価しているというのが、
0:43:58	ということでございます。
0:44:03	で、
0:44:04	規制庁の田仲です。それ何でもなぜ、
0:44:08	ここだけ1.5L使ってるかっていうところについて、今日即答が難しければ結構ですんで、何らかの形で、ウメキの1.5倍の問題であると保守的に評価をしてるんですとか、いろいろな説明があるかと思えますんで、
0:44:24	それのところをご回答いただければと思いますんで、よろしく願いいたします。
0:44:31	むつの岡元です。この3枚っていう根拠につきましては、特にルール等で3倍で評価しなさいというのもございませんで、3倍の方がより厳しいということで、従来3枚ということで、
0:44:45	練習時間の3倍ということでそれにでも大丈夫っていうことを確認しております。ただし、ただ一方で、現実的な火災を見ると、実際に燃焼時間、
0:44:56	を持ち、要は一番大きいでも、航空機落下のスタートから代理評価が始まるということで、一番落ちてても十分保守的というふうに考えております。それを1.5倍にして笠野ご指摘ということで、
0:45:11	現実的な評価をすると1.5倍が妥当ということで、
0:45:17	逆に言うと3倍が過度に保守的だったので、現実的な評価として1.5倍を切ったというところがございます。
0:45:24	以上です。
0:45:28	社長の田中です。今ご説明いただいた内容で、
0:45:35	ある程度いわゆる理解だと思う。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:39	一応これも補足の説明資料という形でコメント回答資料をご準備いただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
0:45:47	承知いたしました。事務いたします。
0:45:54	規制庁の田口ですけど。
0:45:58	外部火災、基本的に3倍でやってきたと。
0:46:02	Dさ。
0:46:03	今回の販売であれば新たな審査事項は、
0:46:07	少なくなるわけですね。
0:46:09	何で1.5倍にしたかっていう審査が加わるということだけ、ご認識いただきたいと。
0:46:18	はい。徴収いたしました内野オカモトです。
0:46:21	規制庁田口です次にですね
0:46:25	コメント、3点ほどあるんです。これは
0:46:30	お送り2名、コメントなので、
0:46:35	ちょっと今までと形状が違うんですけど、コメントの趣旨はですね、
0:46:44	補足説明資料を見ますと、
0:46:49	かなり多くの変更点がありますんでこれまで型式キャスクを取り入れるだけということで、こちらの、
0:46:57	そんなに変更点ないだろうと思ってたんですけど、
0:47:00	新たに審査が、
0:47:02	必要となる変更点が、どんどんどんどん増えてきてるので、
0:47:07	それ一にみあった補足説明資料をまとめていただきたいと。
0:47:15	一つ目はですね、型式証明をそのまま取り入れないで、
0:47:21	型式証明から変更した内容。
0:47:25	変更内容、差異妥当性等をまとめていただきたい。
0:47:33	で、2番目はですね。
0:47:36	型式証明取得時と、
0:47:39	令和2年の許可時と比較すると、
0:47:43	令和2年の申請書の記載の方が充実しています。
0:47:49	なので02年の許可時ベースで足りてない内容を、
0:47:55	があれば、まとめていただきたい。
0:47:59	具体的にはですね、
0:48:01	客輻射性評価、
0:48:05	例えば、新しいライフラインの評価を、
0:48:08	ていうのを追加してます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:11	また前回のヒアリングにあったようにし、燃料被覆管の健全性と、
0:48:18	についての資料。
0:48:19	こういったのも充実してない。
0:48:23	ちょっと2、3点目の前に、じゃ、一旦ここで切りたいと思うんですけど、いかがでしょうか。何か進んがれなければ次に。
0:48:37	RFS物本社の古谷でございます。
0:48:40	今の二つ、二ついただきました。一つは型式Eを取り入れていない部分再返済とかその妥当性とかという話、二つ目は
0:48:52	私聞いと令和2年の許可時で足りないものの件がありました。まず一つ目については、我々、基本的にはワタヒキをそのまま汎用すると、ワタヒキのものを全部貯蔵するという考え方に立っていますので、
0:49:06	申請書では形教員をして、全く同じ記載をするという、そういう機構さ、基本スタンスに立ってます。
0:49:13	ということか、形に取り入れない部分というのは基本的にないと考えています。
0:49:18	二つ目、足りないものは、形キーに比べて足りないものということで、今ご指摘された、例えばキャスクの遮へのラインぐらいの話。
0:49:30	あと二つ目として被覆管の話。
0:49:33	まず、キャスクのライブラリーの話はこれはすでに回答した通り、次の補正にて盛り込むような格好で今検討を進めています。
0:49:44	被覆管の話については、これ金に補足説明資料の形で取りまとめて提出を考えています。
0:49:51	今のところ2件については回答以上になります。
0:49:54	はい。規制庁高口です。1点目なんですけど、
0:49:59	例の型式指定の輻射率を使うと、こういったのはこの①に入りますので、今大くりのコメントなのでその中に
0:50:13	ちっちゃくても大きくても、一応、
0:50:16	そこに入れといていただきたいと、何があるか見たいということですね。
0:50:22	それで、②の方は例示としてはそういうことです。
0:50:27	はい。で、3点目いきますと、
0:50:29	解析コードに変更がある場合、
0:50:32	変更理由、
0:50:34	バージョンの深い、
0:50:36	ざっと増え、
0:50:38	実験等のデータに売り裏打ちされた実績と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:43	つまり、
0:50:45	解析コードっていうのは、
0:50:47	バージョンが変わっても、
0:50:51	既存の青羽が、
0:50:53	よかったのかどうかっていうのも含めて、
0:50:56	一応見ていますんで、
0:50:58	結構
0:51:00	大変な作業でもあるんですけど、
0:51:03	バージョンが変わってもそんなに前と変わらないっていうような、
0:51:07	説明でもいいんですけど、変わってるようであればですね。
0:51:12	その妥当性として実験等のデータ、
0:51:14	そういうのが必要としますので、
0:51:18	ここはちょっと、外部火災にしても、
0:51:22	それから、うん。
0:51:25	いろいろ足説明資料に出てきて、
0:51:29	よろしく願いし、
0:51:31	以上です。
0:51:35	IRSむつ本社の古谷でございます。
0:51:38	この3点目の件については、キャスクということではなくて全体として、 行動、
0:51:46	今日はアオキ許可から変わっているという理解のもとでよろしいでしょうか。
0:51:53	規制上、駄目にするそうです。外部火災っていうのはキャスクではなくて ですね、例えば、
0:52:00	実用炉の方でそういうバージョンアップがなされていますとかね、そういう 実績を我々知った上で、適合判断をするという、
0:52:15	RFSむつ本社の古屋でございます。ご回答ありがとうございます。我々 としても、行動が変わる、ものについては説明準備したいと考えていま す。
0:52:26	以上です。規制庁タグチです。よろしく願いします。
0:52:42	を、
0:52:44	携帯のタナカです。ちょっと規制庁側から本日お伝えしたい内容は、こ れですべてなんですけれども、アイザワで本日のやりとりの中で、何か 確認したい事項とかありますでしょうか。
0:53:02	はい。RFSむつ本社特にございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:05	以上です。
0:53:17	規制庁高さパレス東京の方へよろしいでしょうか。
0:53:23	東京も特にございません。
0:53:27	寒さも特にございません。
0:53:29	規制庁とアカセ承知いたしました。
0:53:33	それでは本日ヒアリングをこれで終了させていただきたいと思います。
0:53:39	ではどうもありがとうございました。
0:53:43	はい、ありがとうございました。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。